

鳥取県環境影響評価審査会（第7回）議事録

1 日 時 平成25年4月24日（水）午後1時30分から午後3時まで

2 場 所 鳥取県議会棟3階 特別会議室

3 出席者 別紙のとおり

4 概要

- ・議事に先立ち、資料の確認。事務局から鳥取県環境影響評価条例第45条第2項に定める審査会の定足数である過半数以上の出席（委員数13名中8名）であることを報告。
- ・また、非公開事項のないことを事務局から説明し、委員了解のうえ、公開で進めることを決定してから審議に入った。
- ・最初に事務局から前回の審査会以降の経緯を説明し、評価書に対する知事意見を受けて事業者から補正された評価書の提出があったことを説明した。次に、事業者から知事意見に対して対応状況の説明をしていただいた後、補正評価書の内容について審議を行った。

以下、質疑応答内容

○岡崎会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関連しまして、委員の方々から御質問、あるいは御意見等を順次お願いしたいと思います。

どうぞ。

○OA委員

済みません、景観の観点から御質問をさせていただきます。

2点ありまして、1点が、住民への説明会を数回行われていて、これからもされることだと思うんですけども、その中でこの処理施設の建物がどのような形で存在することになるのかというような、その建物のイメージがわかるような絵ですとか、そういうものを何か公開されているのか、今後考えられているのかということの一つお伺いしたいと思います。まずそれから。

○事業者

よろしいでしょうか。

○岡崎会長

どうぞ。

○事業者

建物のイメージということでございますけども、まだ鳥瞰図のようなものはつくっておりませんが、地元の方につきましては何回か先進地を視察していただいております。その先進地の最新の設備の景観等も見いただいておりますので、ある程度イメージはお描きになっているというふうには考えておりますけども、できるだけ早くそういう、何ですか、景観図のようなものができましたら示していきたいと。ただ、メーカーによっていろんな建物のあれが変わりますので、一概には言えないということで、具体的にはまだ鳥瞰図のような形としてはお示しはしていませんが、アセスで写真を合成しましてお示ししていると思うんですけども、それの中には建物を入れたやつの合成写真も入れております。

○OA委員

合成写真を見させていただいたんですけれども、もう少し詳しいものがあればわかりやすいのかなと思いました。

もう一つなんですけれども、処理方法が3種類からということで、これは、また建物の話になるんですけれども、何か形状に変化が出たりだとか、何か変わるものなんでしょうか、その方式によって。

○事業者

よろしいでしょうか、済みません。

○岡崎会長

はい。どうぞ。

○事業者

方式によって建物の形状が大きく変わるということは基本的にはないと考えております。構造的には、まずピットがありましてね、それから炉があって、排ガス設備があって、そして煙突というような、流れとしてはそう大きく変わりませんので、その方式によって建物の形態が大きく変わるというようなことはないというふうには考えておりますが、ちょっと専門家の方に。

○事業者

その旨につきましては、お手元の資料編の1の3ページ、下段のページ番号でいう資1の3ですね。中段に、(2)工場棟の規模等ということで、3方式の予測の前提条件を確定させる際に、工場棟の規模及び形状に関してどういうふう考えたらいいかという考え方をそこに整理させていただいております。一般的に大気質、悪臭、景観による影響につきましては、やはり工場棟の高さとか建物の規模が大きいかほど影響が大きくなると考えられますので、予測評価に際しましては最大規模の建物であるストーカプラス灰溶融方式の寸法を、これはメーカーヒアリング、あらかじめ何社かとられていますので、その欄を寸法の基本データを参考として、容積が最も大きくなる場合の直方体形状をベースに設定させていただいております。

○OA委員

ありがとうございます。

○岡崎会長

ほかにありましたらお願いしたいと思いますが。

お願いします。

○OB委員

済みません、前回お聞きした内容とちょっと重複しているんですけども、情報公開という点で、ビオトープがつくられると思うんですが、そこに例えばビオトープできちんとその植生が保たれているかどうかを住民の方とかが見に来れるような、敷地の中に住民の方が入って観察できるようなことは可能なのか、あるいはそういうことは考えていらっやらないのかというふうな点について、よろしく申し上げます。

○岡崎会長

お願いします。

○事業者

現在、ビオトープとして計画させていただいている場所は、外周道路の横になりますので、例えばこういう施設はよくフェンス等で囲むんですけども、その中ではなくて外ですので、道の横というふうに考えていただいたら、道と山の間っていうことですね。

現在、堤として使用されておりますが、そこを埋め立てますので、そのあたりを計画しております。だれでもいつでも見ていただけるというふうに計画をしております。

OB委員

ありがとうございました。

○事業者

具体的には、評価書の7の231ページ、これの中ほどですね、ビオトープはため池跡地を利用する計画としというふうに記載をさせていただいております。真ん中あたりですね、231ページの6番目ですか、丸ぼちでいきますと。沢水を引き込んだような形も考えております。（「これでわからんかな、どっかに図で」と呼ぶ者あり）

そうしますと、7の227ページをお開きください。少し前ですね。そちらに植生自然度というような地図を載せておりますが、この地図、谷がございます。田んぼがずっとございます、真ん中に。下の方に三角形のような水色の部分がございますが、これがため池でございます。このため池の周辺っていいですか、ここを埋め立てますので、このあたりにつくっていきいたいということをごさいますして……。

申しわけございません。今度はずっと返っていただきまして2の11ページをお開きください。ずっと初めの方でございます。2の11ページに土地利用計画図というものを載せております。これが土地利用の計画でございますが、グレーの部分、これが周回道路でございます。この道路の左下のところに新設緑地ということで、左側に三角のような形、大きく出ていると思いますが、このあたりに現在計画をしておりますので、この道路の脇といいですか、山との間ということで計画はしております。

○事業者

済みません、あと一つなんですけど、このビオトープに関しましては、一般の方が来て見られるようなやり方の部分という、要する学習的な見える部分と、本当に自然に戻して、特にミズマツバがありますんで、こういうものを乱獲されるようなことがあっては困りますんで、自然に戻すようなものを今後計画していこうというふうに考えております。以上です。

OB委員

ありがとうございます。

○岡崎会長

よろしいでしょうか。じゃあ。

OB委員

済みません、新設緑地は、そうすると埋め立てて上に植物を植えるというふうな形になっていると考えていいんですよね。

○事業者

ここについてはそのとおりでございます。

OB委員

わかりました。

○岡崎会長

じゃあ、続いてお願いします。

OC委員

済みません、さっきのため池とそれを埋め立てた後のつくる調整池のことでちょっと教えていただきたいんですが、新しくできる調整池というかため池っていうのは、どなたのものでだれが管理するのでしょうか。といいますのも、普通ため池の管理っていうのはため池水利組合

の方が管理されていて、組合の方からするとだれかがその周辺で遊んで万が一水難事故とかあった場合には困るからできれば入ってほしくないというのが一般的な理解だと思うんですね。そこで、この新しくつくったのが、もしまたため池水利組合の方が農業用水として使うから、組合の方が管理するという事になったら、多分好きに入って遊んでくださいというふうにはなりにくいようなイメージがあるんですが、その辺どうなるんでしょうか、新しくできる調整池の所有はだれのものか、管理はだれがするのかということについてちょっとお考えを教えてください。

○岡崎会長

お願いします。

○事業者

済みません、先ほどの2の11ページの図を見ていただきますと、調整池を2つ、雨水の排水の関係で2カ所、2つの谷につくる予定にしております。現在の埋立地につきましては地元の方が管理責任者になっておられまして、農業用水等に使われております。この調整池につきましてはその雨水対策と、それから農業用の取水ですか、それも兼ねてつくるということになっております。農業用水にも使うという計画でおりますので、その辺の細かいことにつきましては、その今管理されている方、それからその後の水利の方、使われる方、その方と今後協議をしていくということになると思いますが、当然危険がありますので、例えば事故のないようにフェンスで覆ってかぎを施錠してかぎをその方にお渡しするとか、何らかの形で危険防止対策は地元の方と十分に話し合っ、納得のいかれる形でしていきたいというふうに現時点では考えております。

○OC委員

ありがとうございました。

○岡崎会長

よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○OD委員

ビオトープ関係で、先ほどの2の11のところに新設緑地っていうのが2つ、2カ所に漢字が書いてあるんですけども、右下の方はただ埋め立てるだけの予定でしたでしょうかというのが1点と、あとはそのビオトープの予定でもいいですので、ここには書き込めないものなんでしょうか。

○事業者

よろしいでしょうか。

○岡崎会長

お願いします。

○事業者

まずは右下の新設緑地でございます。これは、谷になりますので、当然埋め立てて平地にしていくということで、ここの活用方法につきましては、また植樹をして公園にするとか、いろんな方法があるかと思えます。現段階で細かいことは決めておりませんが、緑地として自然を残していきたいというふうに考えておりますし、そのビオトープについては、この左側の新設緑地と書いてある字のあたりですね、道からこのあたりを大体計画したいというふうに考えておるところでございまして、これについては記載はしてないわけですけども、記載につつま

してはまた検討させていただきたいというふうに思います。具体的なことがまだ決まってないもんですから、なかなか具体的に書けないということで、大変申しわけございません。

OD委員

あわせて、先ほどの7の228でしたっけ、造成後のところにも、今、灰色で自然植生度1でべたっと塗られているわけですが、せっかくならば、そのもし、大体の位置でもいいのでビオトープのあたりを入れられたらいいのかなという気がしました。

○事業者

ありがとうございました。

○岡崎会長

よろしいでしょうか。

ほかにお気づきの点等ありましたらお願いしたいと思います。

お願いします。

OE委員

大きくはとりあえず2つほどあるんですけども、まず1つ目は、きょうの資料でもいいんですけども、7の15ページの表の17-1というのがあるって、わかりやすいように再評価の件について表で示してもらっているんですけども、ちょっと一つ、これは余り重要じゃないかもしれないんですけども、ちょっと確認だけさせてください。

一番右の参考のところ、多分、方式を決めた後の予測のやり直しをどの程度やるかっていうのを丸とか三角で示してあるんですけども、わかりますか。

○事業者

こちらの。

OE委員

そうですね、それで結構です。17の5ですね、5ページの表の17-1ですね。多分この黒丸のところ、その方式が変わったときに一番影響を受けると思って印をつけておられると思うんですけども、中ほどに例えば土壌ですとか、あと悪臭ですとか、上の方では大気質のところ、黒い丸が入っているんですね。それで、確認したい内容っていうのは、少し先ほどお話が出ましたけども、生態系ですとか水生生物とか、この辺のところ、三角ですね。あらかたお聞きしてわかったんで、一応確認ということなんですけども、このあたりが三角っていうのは、要は造成で何か土地をはぎ取って工事をするために三角を入れている。特に例えば大気質なんかでは影響を受けないだろうからということで三角を入れているということでしょうか。

○事業者

造成工事のエリア等につきましては、これは処理方式が3方式のいずれかに決定した場合でもそれは変わるものではございませんので、処理方式の決定内容によらないということで……。

OE委員

ですから、工事のときだけにしか、工事についてにしか影響を受けないということですね。

○事業者

そういうことです。

OE委員

わかりました、結構です。

もう一つなんです、これは第10章ですね、例えばこの本編の、例えば10の2ページですとか10の3ページになるんですけども、よろしいですか。10の2ページとか3ページで

すね。まず、この中の1点目は、ちょっと間違いみたいがあるので修正してもらいたいと思うんですけど、行数でいうと10の3ページの下から数えて何行ぐらいでしょう、10行目ぐらいですね。ばいじん、塩素を対象に2月（にがつ）に1回以上の頻度で調査を行うって書いてますけど、これ2カ月の間違いですね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）これ、間違いですね。

○事業者

すいません、二月（ふたつき）に1回ということです。

OE委員

あ、二月（ふたつき）、2カ月に一遍ということですか。

○事業者

2カ月に1回以上と。

OE委員

じゃあ、ちょっとこれ直していただいてですね。

○事業者

そうですね、ちょっと記載……。

OE委員

何かそういう間違いがちらほらまだ残っているみたいな気がします。

それで、せっかくでするのでこのあたりちょっと質問させていただきたいんですけど、例えばその左側のページですね、工事実施時における事後調査の項目及び方法等ということで、きょうの御説明だったと思うんですけども、評価項目を何か増やしたとかなんとかっておっしゃられたか記述があったとかっていうふうな気がしたんですけども、それで、この表の図の10の2の1、2、1っていうのを見ると、例えば振動とか騒音とか水質とか羅列してあるんですけども、その割に評価で計算しているその大気質の窒素酸化物ですとか、そういった項目が入っていないような気がするんですけど、これが何でなのかなってというのが、まずこの10章の中の疑問点の一つなんです。

それともう一つは、事後調査の件で、例えば具体的に書かれてない箇所が結構多くて、多分これ今後事後調査の方法っていうのを検討するんだと思うんですけども、多分その法律とか何かののっとなってやるんだとは思うんですけども、例えば一番気になるのが、具体性もそうなんですけど、だれが実質するのかなってというのが記載されてないんですね。数値によってデータを出していただいても、分析の仕方っていうのは評価する人間次第ですので、例えば、この10の3ページが一番下のモニタリングのどこなんか自主的な調査って書いてあるんですけども、何かお手盛りの感がぬぐえないんじゃないかなって感じがするんですね。要は、2つですね。一つは左のページですね、大気質に関するのと、もう一つは調査の方法に関するのと、どのようにお考えなのかなというのをお聞かせください。

○事業者

まず1点目の事後調査の項目につきましてですけども、基本的に事後調査っていいものは、環境の影響の程度及び予測の不確実性の程度というものを考慮した上で選定する項目として考えております。そういう観点でいいますと、建設期間の工事中であれば建設機械の稼働による影響だったり工事用車両の走行による影響と。その中でも主に騒音とか振動、それとあと造成工事につきましては水質の話ですね、工事中の。そういったところで主なところを抽出して選定していると。供用時につきましては、やはりこれからずっと永続的に続くものですからという観点と、あと住民の社会的な関心の高さということ踏まえまして、どうしても大気質につ

いては施設の稼働による影響で、排ガスの周辺大気環境に及ぼす影響ということで、当然ながら施設の稼働に伴う排ガスの影響、それと騒音、振動、排ガスの影響が及ぼす悪臭及び土壌ダイオキシンとかそういった項目につきましても、供用時については選定してございます。

OE委員

そうすると、私自身はこういう大気、流体が関連するその予測っていうのは、精度がほとんど出ないんじゃないかなと思っているんですけど、そんなことは考えなくても大丈夫ですよと、そういうふうなことをおっしゃりたいわけですね。

○事業者

いや、精度といたしますか、事後調査を行って。

OE委員

ですから、その予測の精度が悪くてもそんなにたくさん出ないというのは確実なのでというふうな、そういうお考え方ということでよろしいんですね。

○事業者

確実というのは、予測の確……。

OE委員

そうですね。前も一度お聞きしたんですけども、精度がはっきりしないものに対してどこまでその予測っていうのが意味があるのかなっていうふうに私、常々思っているんですけど、それにしても事業者さんのお考えではあんまりそこまで気にしなくても大丈夫だと、そういうお考えで選定されたらと、そういうことなんですね。

○事業者

基本的には現況をきちんと把握しておりますので、事後調査を行って、その行った上でこの本事業による影響、この可燃物処理施設整備事業による影響であることをきちんと検証して、それが予測結果と比較してどうかというところをきちんと検証するという流れになろうかと思えます。

OE委員

何かちょっとあんまり話がかみ合っていないような気がするんですけど、じゃあ結構です。で、もう一つの方はどうなんですかね。

○事業者

失礼します。施設につきましては、施設設備的に万全な対策を講じていきたいというふうに考えておるところでございます。あと、おっしゃっておられましたそのモニタリング等だれが行ってどうするのかということでございますが、例えば大気とかそれから水質とか、こういうのは計量事業証明を持っている事業所がやることになりますので、私どもがそれを入札なりということで、専門の業者さんにこれははかかっていただくことになります。ですから実施者は当然、東部広域ということになりまして、東部広域がそういう資格を持っている業者を選定して入札なりかけていくという方式になろうかと思えます。

OE委員

ありがとうございました。それで、ちょっと申しわけないですけど、これまだちょっと見ているとミスがどうもあるようなんですけど、18章の説明っていうのはこの後されるんでしょうかね。その後でお話しした方が多分いいかと思うんですけど。

これは議長さんの判断にお任せした方がいいのかもしれないんですけども。

○岡崎会長

特段、この後また次に事業者の方から説明を受けて質疑というのは用意しておりませんので。

OE委員

ああ、そうですか。今、お話しした方がよろしいですか。

○岡崎会長

全部含めて御指摘いただければと思います。

OE委員

私、全部目を通したわけじゃないですけど、ちょっと2つほど申し上げますと、7の90ページに、例えば表の7の1の1の71とかあるんですけど、何か18章を新しく加えられたみたいなんでちょっと読んでみたら、このページで何か修正箇所があるというふうなことが書かれているんですけど、例えばこの表の一番左のところの区分のところの、これ最大負荷濃度っていうふうに書いている、ここの資料では書いているんですけども、修正は最大着地濃度っていうふうに修正しましたって書いてあるんですけど、直っていないんで直してもらった方がいいのかなと思います。あと、同じページの文章の一番上のところ、短期濃度予測結果の後ろ、括弧づけで最大負荷濃度って書いているのが、これもミスですね。何か同じようなミスがまだほかにもありそうな気がするので、もうちょっとしっかり見ていただいた方がいいかなって思うんですけど。よろしいですか。

○事業者

済みません、もう一度今の場所をお願いいたします。

OE委員

7の90ページは開いておられますか。

○事業者

はい。

OE委員

表のところの修正内容は、今お話ししたのはわかりましたでしょうか。

○事業者

18。

OE委員

これわかりました。

○事業者

18の1の一番下ですね。

OE委員

表の7の1の1の77の、一番左端の区分って書いているところありますね。そこの最大負荷濃度って書いているのを、第18章では最大着地濃度に直したって書いているんですけど。わかりますか。

○事業者

はい、御指摘の内容はわかります。

OE委員

何かそんなふう直すっていうふう18章に書いているようなので、直っているところが直っていないので。

○事務局

直っているのと直っていない章がある……。

○事務局

直っているのと、直っていないのがある。

OE委員

あ、直っているんですか。

○岡崎会長

よろしいでしょうか。どうもチェックしていただいたら、直っている冊子と、まだ直っていない冊子と何か入りまじってるような状況ですので、これは……。

OE委員

後で御説明してもいいかもしれません。

○岡崎会長

事業者の方できちんと直していただくということじゃないかと思えますね。

○事業者

済みません、大変申しわけございません。きちっと確認をさせていただきます。

OE委員

あと、もう1カ所ですね、これミスというわけじゃないんですけど、7の60ページですね。7の60ページなんですけど、よろしいですか。一番下の表ですね、7の1の1の60っていう表があって、その窒素酸化物のところの小型車のところの数値を直したというふうに18章で書かれているんですけども、よろしいですか。数値が0.057というふうに直ったというふうに書かれているんですけど、これはこのとおりだと思うんですけど、ちょっとこれ近くのページと比べてみると、ちょっと待ってくださいね。7の54ページですね、よろしいですか。7の54ページですね。ちょっと今の7の60ページもちょっとあけて、同時に7の54ページと一緒に比べて見られるといいんですけど、表の7の1の1の51っていう非常に似たような表があるんですけど、その窒素酸化物の小型車のところを見ると数値が微妙に違うんですよ、これはあれですか、年度が違うからということでしょうか。

○事業者

はい、工事中は平成27年度の排出係数でございまして、供用時は平成29年度の排出係数を記載して……。

OE委員

じゃあ、年度がかわったら車の精度が向上して、排出係数がかわるというふうな、そういう意味でよろしいんですね。

○事業者

おっしゃるとおりです。

OE委員

そうですか。これ修正したことによって結果はどの程度かわったんですか。

○事業者

これは、ごめんなさい、記載誤りでございまして、予測結果については変更してございません。

OE委員

そうですか。

○事業者

ことを確認してございます。

OE委員

そうですか。わかりました。ありがとうございました。

○事業者

よろしいでしょうか。済みません、御指摘ありがとうございました。きちっと確認をさせていただきまして、訂正をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○岡崎会長

ありがとうございました。ほかに、いかがでしょうか。
じゃあ、お願いします。

○岡田委員

17の2の事後調査結果報告書等の各段階において、周知をしますみたいなところ、17の2の前半部分のぼちぼちがあるの一番下の事業計画確定後、処理方式決定後の環境影響評価結果との比較検証結果の周知っていうところがあるんですけども、これの周知の方法はどういったものかを考えていらっしゃるのか教えてください。

○岡崎会長

お願いします。

○事業者

周知の方法につきましては、できる限り地元に出かけて説明会を開催したいと思っておりますし、ホームページ、それから内容にもよりますが、河原地区に国英だよりという新聞のようなものを配布しておりますので、できる限りそういうものを利用して皆さんに周知していきたいというふうに考えます。

○岡田委員

ありがとうございます。

○岡崎会長

お願いします。

○C委員

済みません、要約書の23ページのところで、図の2の2の11、排水処理フロー図というのがあるんですけども、以前この収支がわかりにくいというふうにコメントさせていただいたら、今回備考で収支が合わない場合があるというふうに一筆入れていただいているんですが、収支が合わない場合があるっていうふうには書くときは、恐らく図で収支が合っていて、だけどうじゃないときもあるよっていうときに書くと思うんですが、これを見てもうもともとこの数字だけ見た時点で合っていないので、ちょっと書き方をもう少し工夫された方がよいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○岡崎会長

お願いします。

○事業者

記載の方法ちゅうか表現の方法でございます。なかなかわかりにくい表現で大変申しわけないんですが、御参考にさせていただきまして、検討させていただきます。ありがとうございました。

○岡崎会長

ほかにいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

それでは、大体御質問、御意見も出尽くしたようですので、事務局の方では本日の各委員の意見を踏まえて知事意見の提出というような手順になるかと思いますが、今後の予定といたしまししょうか、スケジュール等について、少し御説明いただければというふうに思います。

○事務局

それでは、お手元の資料のうち、右肩に資料2と書いてある環境影響評価条例の手続の流れというものをごらんいただけますでしょうか。右肩の資料2でございます。

これは、アセス条例の手続の流れでございます、ずっと上から進んで、配慮書っていうのは今回ふえた手続なんですけど、その方法書、準備書、評価書ときまして、今、評価書の補正という二重囲みのところがございまして、これが県の方に提出されてきた段階でございます。で、本日の委員の皆様の見解を踏まえまして、意見書を出す場合はその右向きの矢印から上へ上がって知事意見書ということで、もう1回補正をお願いするという形になりますし、意見がないという判断をした場合は、その下の方におきまして確認ということで、次、矢印が左に戻りまして、事業者による公告・縦覧という手続になります。その後でございますが、許認可等ということで、実は今、アセス条例の手続をしているところでございますが、実はその手続面ではほかにもいろいろございます。きょう、県庁の各課の方から担当の方に出向いてもらっていますが、例えば廃棄物処理法の届け出であったり、都市計画の関係の手続、あるいはその保安林、それから農振除外などですね、各種手続がまだこの事業を行うには必要ということで、直接県が判断をする部分と、それから県が意見を述べるだけというもの、手続はいろいろありますが、各種手続の許認可等を踏まえまして工事着手という流れになろうかと思っております。工事着手の際には、工事着手の届け出を我々県の方に提出していただき、そのときに事後調査の計画書、事後調査、今⑩で、10章でいろいろ御議論いただきましたが、その内容につきましてより具体的な計画書を踏まえたものを出していただき、工事着手、事後調査、工事完了、事後調査ということで手続の方は流れていくということでございます。ただ、今回につきましては、処理方式未決定という部分がまだございますので、ここに載っていない部分といたしまして処理方式の決定後の検証という手続がこの間に入ってくるのかなというふうに考えております。

先ほども申し上げましたが、本日いただいた御意見、それから1週間程度さらに期間を設けますので、追加で委員の皆様の方から御意見をいただきたいと思っております。それらを踏まえまして、実はもう一度審査会を開くのが本来であろうかと思っておりますが、時間の都合もございまして、大変申しわけないんですが、メールなどでやりとりなどをさせていただきまして、知事意見を提出する場合には、改めて各委員の皆様にご意見を伺った上で、一月以内に事業者にご意見があるかないかも含めまして、何らかの提出をするという流れになっておりますので、その際には御多忙中ではございますが、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

いろいろな御意見をいただいた中で、事業者の意向など、意見など、考えなどを確認する場合がございますので、それにつきましては、私どもの事務局を介しまして確認をとって進めさせていただきたいということでさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

○岡崎会長

ありがとうございました。

議事次第では、3番目にその他というのが用意されていまして、事務局の方で技術指針の改定について御連絡、御報告というのを用意されているようですので、お願いしたいと思っております。

○事務局

済みません、資料は準備してございませんが、2回にわたりまして環境影響評価技術指針の関係で御審議いただきましてありがとうございました。いただきました御意見を踏まえまして、技術指針につきましては3月29日に改正、告示をいたしました。それに解説も加えた形の解

説集というものを作成いたしまして、これも決裁までおりておるんですけども、製本といいますが書類にするのにちょっと時間が、結構膨大な書類になりまして、今、作業をしているところでございますので、でき次第、また郵送の方で御送付の方をさせていただきたいと思えます。ということで、技術指針の方も3月29日付で改定をさせていただきましたということで、どうもありがとうございました。また、資料につきましては送付させていただきます。以上です。

○岡崎会長

ありがとうございました。

そのほか全体を通して何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。特にないようですので、以上で本日の審査会、終了ということにさせていただきますと思います。

冒頭、部長さんのお話、その他事務局の方からありましたが、お気づきの点、御意見、そのほかありましたら事務局の方に御連絡いただきたいと思います。長時間にわたりまして審査会、御協力いただきましてありがとうございました。